

福岡県知事 小川 洋 殿
(廃棄物対策課)

嘉麻市長 松岡 賛
(環境課)

意見書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第5項の規定に基づき求められた本市の生活環境の保全上の見地からの意見を下記のとおり提出いたします。

記

【大気関連】

○ 処分される安定5品目は有機物を含まず硫化水素を発生することはあり得ないにも関わらず、過去において硫化水素を発生している。安定5品目以外の物質の混入を防ぐため、廃棄物の組成に熟知した職員を配置し、断片の化学分析、目視するなどの措置を講じられたい。

○ 安定5品目では、ガスの発生は考えられないところであるが福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条の規定により提出された環境調査書にはガス抜き管が設置予定となっています。福岡県は設置根拠を明確にされたい。

【水質及び地下水関連】

○ 水質汚染については、周辺住民にとっては一番の重要案件であり、法に定められた箇所数及び回数はもちろんのこと、周辺環境の変化があった場合などは臨時検査を指導するなど充分指導徹底されたい。

○ 万一、水質の異常が発生した場合は、適正な措置がとられるよう福岡県は指導し、早期解決を図られたい。

【排水関連】

○ 近年、頻発する大雨のように予測をはるかに超える未曾有の集中豪雨が発生しても、

それに十分対応できる沈砂池と排水設備を計画し、沈砂池及び排水の水質検査を実施していただきたい。

○ 沈砂池は調整池を兼ねていると思われる。この場合沈砂地は雨水対策の重要なものとなることから、早期の設置を指導していただきたい。

○ 排水計画は計画区域内のみとなっているが、区域外と接続する排水経路がオーバーフローする可能性が否定できません。福岡県は区域外への排水経路についても確認されたい。

【防火関連】

○ 過去に火災が発生したことを踏まえ、再度火災が起こらないよう厳重に注意するとともに、万一火災が発生した場合に備え、合法的なポンプの設置をするなどの万全な消火対策を講じることを要望いたします。

○ 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条の規定による嘉麻市に対する設置者の見解書では、ポンプの設置については関係機関に相談するとなっているところであるが、福岡県においてはその確認をされたい。

【その他】

○ 廃棄物の搬入経路には熊ヶ畑小学校が近接しており、特に児童の通学時間帯は充分注意するように福岡県は指導していただきたい。

○ 福岡県の監視指導課レポート（回覧（平成16年7月21日））では、文末に「旧坑道」と記されています。福岡県において旧坑道の確認がとれているのであれば、地下水への流入及び地盤沈下への影響について調査されたい。

○ 福岡県は、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく環境調査書、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場に係る技術上の基準を定める省令との適合性について、それぞれ安全性を確認し手続きを進められていますが、ご承知のとおり嘉麻市では地元住民は不安を抱いており、特に水質については生活に直結する問題であるとして組織だった活動が展開されています。このことから福岡県におかれましては、その不安を払拭するためにも、環境調査書及び最終処分場に係る技術上の基準を定める省令との適合性をもとに嘉麻市並びに地元住民に対し説明会の開催を要望いたします。

産業廃棄物処理施設に係る許認可権は福岡県にあることから、環境影響を正確に調査することを要求するとともに、健康被害を受けかねない立場に置かれる地元住民の意思を今回の拡張計画に反映させることを要求いたします。また、調査結果の公表及び万一、環境影響の悪化が見られた場合の迅速かつ適正な措置についても強く要望いたします。